



交通安全情報

第 12 号

R7.3

函館中央警察署

- ①飲酒した者に**車両の提供**
- ②車両を運転する者に**酒類の提供**
- ③飲酒運転車両への**同乗**



**刑事罰
行政罰
の対象です**

刑事罰

- ①飲酒した者に**車両の提供**

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ②車両を運転する者に**酒類の提供**

- ③飲酒運転車両への**同乗**

酒酔い運転

罰則 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒気帯び運転

罰則 2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



行政罰

- ※ **酒酔い運転** →最低でも**取消・欠格期間3年**
- 酒気帯び運転**→最高は**取消・欠格期間2年**
→最低でも**90日間の停止**

**飲酒運転する人に車を貸したり、お酒を提供したり、
飲酒運転車両へ同乗したりすると、重い処罰、処分を受
けます。**

